

事業計画書

令和4年度 事業計画

当法人は、茨木市民の健康に対する関心を高め、市民の保健衛生知識の向上を図るとともに、保健医療に関するサービスを提供し、もって市民の健康の保持・増進に寄与することを目的に、指定管理者として茨木市と連携し、様々な事業を実施してまいりました。

令和4年度におきましても、市委託事業の円滑・適正な実施に努めるなど、茨木市の指定管理者として茨木市の保健医療行政の一翼を担ってまいります。

なお、事業の実施にあたりましては、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じてまいります。

また、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会及び様々な関係機関のご理解、ご協力を得ながら、以下の事業の円滑な推進に取り組んでまいります。

1 急病診療所事業

休日・夜間等における急病患者に対応することのできる診療機関として急病診療所を開設し、感染症対策に取り組みながら内科及び歯科の診療を実施する。

また、後送病院である二次救急医療機関等と診療情報や経過観察などについて、より密接な連携に努めるなど、市民の健康保持の増進に努める。

2 母子保健事業

茨木市こども健康センターにおいて実施する乳幼児健康診査に従事する医師等必要なスタッフを確保し、事業の円滑な実施に努めることにより、疾病の予防や早期発見・早期対応につなげる。

また、各種保健指導に取り組むことにより、育児不安の軽減を図る。

3 健康診査事業

茨木市保健医療センターにおいて実施する各種健(検)診の充実を図るとともに、保育付健(検)診及び休日の健(検)診を実施するなど、受診者の利便性の向上を図り、疾病の早期発見や早期治療につなげるとともに、健康の保持・増進に努める。

4 健康づくり推進事業

健康の保持・増進に関する健康教育及び心身の健康に関する個別の相談に従事する医師等必要なスタッフを確保し、事業の円滑な実施に努めることにより、市民の生涯にわたる健康づくりを推進する。

5 予防接種事業

茨木市こども健康センターにおいて実施する予防接種事業に従事する医師等必要なスタッフを確保し、事業の円滑な実施に努めることにより、感染のおそれがある疾病の発生及び拡大・まん延を予防し、健康の保持、公衆衛生の向上・増進を図る。

6 訪問看護事業

高齢や障害による寝たきり等のかたを対象に、訪問看護サービスを提供し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、住み慣れた住まいや地域で安心した療養生活を送れるよう支援する。

7 管理運営事業

茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの施設・設備の適切な維持管理に取り組み、市民が両センターを安全・安心して利用できるよう努める。

また、各種事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、適切な組織・施設運営に努める。

令和4年度 事業計画の内容

1 急病診療所事業

市内の医療機関が、通常診療を行っていない休日、夜間等における急病患者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら当急病診療所において、内科、歯科の診療を実施する。

(1) 診療科目及び診療時間

① 内科

区分 \ 項目		診療時間	診療日数 (日)	予定人員 (人)
平日	準夜	午後9時～午後12時	243 (242)	407 (500)
土曜日	早夜	午後5時～午後9時	50 (51)	305 (367)
	準夜	午後9時～午後12時		128 (140)
	深夜	翌午前0時～午前7時		27 (30)
日・祝日	昼間	午前10時～正午 午後1時～午後5時	66 (66)	1,285 (1,500)
	早夜	午後6時～午後9時		428 (501)
	準夜	午後9時～午後12時		160 (175)
	深夜	翌午前0時～午前7時		46 (52)
年末年始	昼間	午前10時～正午 午後1時～午後5時	6 (6)	391 (385)
	早夜	午後6時～午後9時		111 (110)
	準夜	午後9時～午後12時		56 (63)
	深夜	翌午前0時～午前7時		14 (16)
合計		—	365 (365)	3,358 (3,839)

※ () は前年度計画日数及び人数

② 歯科

区分 \ 項目		診療時間	診療日数 (日)	予定人員 (人)
日・祝日	昼間	午前10時～正午 午後1時～午後5時	66 (66)	204 (185)
年末年始	昼間	午前10時～正午 午後1時～午後5時	6 (6)	80 (84)
合計		—	72 (72)	284 (269)

※ () は前年度計画日数及び人数

(2) 実施体制

(単位：人)

職種 区分		医 師	歯 科 医 師	薬劑師	看護師	歯 科 衛生士	事務員	計
平 日	準夜	1	—	1	2	—	1	5
土 曜 日	早夜	1	—	1	2	—	1	6
	準夜	1	—	1	2	—	1	5
	深夜	1	—	1	2	—	—	4
日・祝日	昼間	1	1	1	2	1	2	8
	早夜	1	—	1	2	—	1	6
	準夜	1	—	1	2	—	1	5
	深夜	1	—	1	2	—	—	4
年末年始	昼間	2	2	2	3	年末3 年始2	2	年末14 年始13
	早夜	2	—	2	3	—	2	9
	準夜	1	—	1	2	—	1	5
	深夜	1	—	1	2	—	—	4

2 母子保健事業

乳幼児の健やかな成長と、育児を支援することを目的とした4か月児健康診査等の乳幼児健康診査や歯科健診に従事する医師等を確保し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら事業の円滑な実施に努める。

名 称		内 容	予定人員 (人)	予定回数 (回)	従事者
健 康 診 査	4か月児健康診査	予診、診察、身体計測、 相談など	2,500 (2,500)	48 (48)	医師 歯科医師 歯科衛生士
	1歳8か月児健康診査	予診、診察、身体計測、 歯科健康診査、相談など	2,700 (2,600)	48 (48)	薬剤師 保健師 助産師 看護師
	3歳6か月児健康診査	予診、診察、身体計測、 歯科健康診査・検尿、 相談など	2,700 (2,800)	48 (48)	栄養士 保育士 心理判定員 補助員
	歯科疾患予防事業 (2歳3か月児)	歯科健診、歯科指導、 カリオスタット、 フッ素塗布など	3,000 (2,600)	36 (24)	歯科医師 歯科衛生士 補助員
	経過観察健康診査	小児科の診察、 心理判定、相談など	小児科 200 (200) 心理 250 (250)	74 (74)	医師 看護師 心理判定員

※ () は前年度計画人数及び回数

3 健康診査事業

各種健康診査・がん検診の周知・啓発を推進するため、茨木市と連携し、広報誌やホームページにより積極的に情報発信するとともに、ポスターの掲示など受診率の向上に取り組み、各医療保険者が実施する特定健康診査とも連携し、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら市民の健康保持・増進に努める。

また、婦人科検診、若年健康診査対象者のニーズに応じた保育付健(検)診を引き続き実施するなど、受診者の利便性の向上に努める。

(1) 成人健康診査

名 称	検 査 内 容	予定人員 (人)	予定回数 (回)
若 年 健 康 診 査	問診、理学的検査、身体計測、尿検査、血液検査(血液一般・生化学)、血圧測定	937 (941)	34 (34)
追 加 検 査	血液検査、尿検査(両検査で14項目) ※特定健康診査等受診時に同時実施	3,658 (4,154)	61 (66)
心 電 図 検 査	心電図検査(12誘導) ※特定健康診査等の詳細な健診非該当者の内、希望者に同時実施	2,825 (3,701)	61 (66)
健康増進健康診査 (生活保護受給者等)	問診、理学的検査、身体計測、尿検査、血液検査(血液一般・生化学・血糖検査) 基準該当者には心電図検査、眼底検査	15 (20)	59 (60)
骨粗しょう症検診	骨塩量測定検査	655 (530)	12 (12)
肝 炎 検 査	HCV抗体検査、HBS抗原定量検査 HCV抗体：中・低力価の場合に、HCV核酸増幅検査を実施	258 (405)	61 (66)
胃がんリスク検診 (30～70歳の間で5歳毎)	問診、ペプシノゲン検査、ピロリ菌抗体検査	519 (619)	62 (67)

※ () は前年度計画人数及び回数

(2) がん検診

名 称	検 査 内 容	予定人員 (人)	予定回数 (回)
胃 が ん	問診、胃部X線検査	2,847 (3,018)	93 (98)
肺 が ん	問診、胸部X線検査、 ハイリスク者には喀たん検査 を実施	3,573 (3,854)	72 (77)
大 腸 が ん	問診、便潜血反応検査	3,585 (3,847)	随時 (随時)
子 宮 が ん (20歳以上、2年に1回)	問診、視診、内診、細胞診	1,166 (1,100)	25 (27)
乳 が ん (40歳以上、2年に1回)	問診、視診、触診、 マンモグラフィ (乳房X線)	1,231 (1,165)	25 (27)
前立腺がん検診 (55歳以上の男性)	問診、PSA検査	1,337 (1,234)	61 (66)

※ () は前年度計画人数及び回数

(3) 胃・肺読影

名 称	検 査 内 容	予定人員 (人)	予定回数 (回)
胃 (成 人)	胃部X線読影	1,793 (1,851)	59 (60)
肺 (成 人)	胸部X線読影	19,806 (20,214)	53 (54)
肺 (学 童)	胸部X線読影	40 (40)	随時 (随時)

※ () は前年度計画人数及び回数

(4) 心臓検診（教育委員会受託検診）

名 称	内 容	予定人員 (人)	予定回数 (回)
心臓検診（学童）	12誘導心電図	640 (640)	5 (5)
	聴打診等の精密検査	85 (85)	7 (3)

※（ ）は前年度計画人数及び回数

(5) 特定健康診査、特定保健指導との連携

第2期茨木市データヘルス計画に基づいた特定健康診査の受診率や特定保健指導実施率の向上に向けた取組みと連携し、各種健(検)診の受診率向上を図り、市民の健康保持・増進に努める。

4 健康づくり推進事業

セミナーや離乳食講習会、個別の相談において、食生活や運動、喫煙防止といった生活習慣に関する知識の普及・啓発に係る業務に従事する栄養士等を確保し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら事業の円滑な実施に努める。

(1) 健康教育

① 生活習慣病予防

名 称	内 容	予定回数 (回)	従事者
健康づくりセミナー (若年健診時セミナー)	食事バランスチェック、食事指導	15 (15)	栄養士

※ () は前年度計画回数

② 食育推進

名 称	内 容	予定回数 (回)	従事者	
離乳食 講習会	ごっくん クラス	離乳開始から8か月頃までの離乳食についての講義、試食	32 (32)	栄養士 補助員
	かみかみ クラス	9か月から離乳完了までの離乳食についての講義、調理実習	16 (16)	
幼児食 講習会	ぱくぱく クラス	幼児食についての講義、調理実習	11 (11)	
こどもクッキング	地場産野菜を使用した調理実習	3テーマ 3 (3)	栄養士	

※ () は前年度計画回数

(2) 健康相談

名 称	内 容	予定回数 (回)	従事者
栄 養 相 談	食生活や栄養についての個別相談	16 (16)	栄養士

※ () は前年度計画回数

5 予防接種事業

定期接種（A類疾病）のうちのBCG（結核）の集団接種に係る業務等に従事する医師等を確保し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら事業の円滑な実施に努める。

名 称	対象・内容	予定人員 (人)	予定回数 (回)	従事者
BCG（結核）	1歳に至るまで 接種及び補助業務	1,200 (1,200)	12 (12)	医師 看護師 補助員

※（ ）は前年度計画人数及び回数

6 訪問看護事業

高齢や障害による要介護者が安心して在宅で療養できるよう定期的に看護師が訪問し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら療養生活上必要な介護援助や医療処置などのサービスを提供する。

また、理学療法士・作業療法士は、要介護者の要介護状態の悪化防止や自立につなげることを目標に、より専門的なリハビリテーションを実施するなど、各専門性を活用し、在宅医療の中核を担う訪問看護サービスの充実に努める。

さらに、地域包括ケアシステムの確立・推進において、市内訪問看護ステーションと病院間とのネットワーク及び他職種との連携を強化する。

(1) 医療保険

営業時間		祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日		午前9時～午後5時	
内 容	従事者	時 間	予定回数 (回)	計 (回)	
病状の観察、清潔援助 排泄援助 栄養と水分管理 褥瘡の予防と処理 医療機器の管理と指導 点滴・注射、服薬管理 終末期のケア、介護の指導 機能訓練、基本動作訓練 日常生活動作訓練 日常生活関連動作訓練	看護師	1回につき 30分から90分程度	772 (813)	1,287 (1,312)	
	理学療法士 作業療法士	1回につき60分程度	515 (499)		

(2) 介護保険

営業時間		祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日		午前9時～午後5時	
内 容	従事者	時 間	予定回数 (回)	計 (回)	
病状の観察 清潔援助	看護師	訪問看護Ⅰ－Ⅱ (所要時間30分未満)	401 (239)		

排泄援助 栄養と水分管理 褥瘡の予防と処理 医療機器の管理と指導	看護師	訪問看護 I - 3 (所要時間30分以上 60分未満)	652 (777)	2,613 (2,438)
点滴・注射 服薬管理 終末期のケア 介護の指導		訪問看護 I - 4 (所要時間60分以上 90分未満)	201 (179)	
機能訓練 基本動作訓練 日常生活動作訓練 日常生活関連動作訓練	理学療法士 作業療法士	訪問看護 I - 5 1回20分×2 (40分) 1回20分×3 (60分) (週120分限度)	245 (199) 1,114 (1,044)	

※ () は前年度計画回数

7 管理運営事業

茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの施設・設備の適切な維持管理に取り組み、市民が両センターを安全・安心して利用できるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため様々な対策を講じ、市民が当施設を安全に安心して利用できるよう施設運営を行う。